

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日となるとき)  
(の翌日)

野地区は場整備)事業計画の変更については、審査した結果適當と認めた  
ので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五  
項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第  
六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示

土地改良事業計画の変更計画の適否の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林の指定の解除予定

漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同

基本測量の終了

開発行為に関する工事の完了

計量器の定期検査の実施

△公 告 危険物取扱者試験の実施

二級建築士試験の実施

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百七十四号

昭和五十八年二月十六日付けで河原町から申請のあつた下佐貫大智谷地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次

鳥取県告示第三百七十三号  
昭和五十八年一月三十一日付けで船岡町から申請のあつた土地改良(上)

のとおり告示する。

昭和五十八年四月二十二日

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市耳（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東伯郡関金町大字  
関金宿字池谷口二一四二の六六、字瀬戸池谷二一四三、二一四四の一、  
二一四四の二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年四月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第三百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

御来屋加入区  
中山加入区

### 鳥取県告示第三百七十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により告示する。

## 鳥取県公報

## 鳥取県告示第三百七十七号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百七十九号

一 作業種類 基本測量（国土基本図作成作業）  
 二 作業地域 鳥取市、国府町及び郡家町  
 三 終了年月日 昭和五十八年三月十日

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発設可の年月日及び番号

昭和五十七年十二月一日 鳥取県指令受都計第一百五十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字大シャウゴ、字長代及び字井ツナシ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業  
代表取締役 田中宣二

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二百四十三条の規定により告示する。

昭和五十八年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 昭和五十八年五月二十四日から  
昭和五十九年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

## 二 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十八年 五月二十四日	午前十時から 午後三時まで	境港市	境港市境公民館
昭和五十八年 五月二十五日	"	"	"
昭和五十八年 五月二十六日	午前十時から 午後二時まで	境港市外江公民館	

開発設可の年月日及び番号	鳥取県知事 西 尾 邑 次		
開発区域に含まれる地域の名称	鳥取市浜坂字大シャウゴ、字長代及び字井ツナシ		
開発許可を受けた者の住所及び氏名	鳥取市青葉町三丁目一〇三		
株式会社不動企業 代表取締役 田中宣二			
計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器	当該計量器の所在の場所		
実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十八年 五月二十四日	午前十時から 午後三時まで	境港市	境港市境公民館
昭和五十八年 五月二十五日	"	"	"
昭和五十八年 五月二十六日	午前十時から 午後二時まで	境港市外江公民館	

昭和58年4月17日	"	"	境越市瀬谷町館
昭和58年4月18日	"	"	境越市瀬谷町館
昭和58年4月19日	"	"	境越市糸山中央公民館
昭和58年4月20日	"	"	境越市糸山中央公民館
昭和58年4月21日	"	"	境越市糸山中央公民館

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和58年4月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 1 試験の種類

- (1) 乙種第4類危険物取扱者試験
- (2) 丙種危険物取扱者試験

### 2 試験の日時及び場所

- (1) 日時
- 乙種第4類危険物取扱者試験 昭和58年6月24日(金)午前10時から

- 丙種危険物取扱者試験 昭和58年6月24日(金)午後1時から

### (2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 烏取県庁講堂

倉吉市巖城279 烏取県中部総合事務所大会議室

米子市糸山町一丁目160 烏取県西部総合事務所講堂

### 3 受験資格

乙種第4類危険物取扱者試験を受けることができる者は、6箇月以上危険物取扱いの実務経験を有する者に限る。

### 4 受験手続

#### (1) 受験願書受付期間

昭和58年5月13日(金)から同月27日(金)まで(郵送)による場合は、昭和58年5月27日(金)までの消印のあるものは、有効とする。)

#### (2) 提出書類

##### ア 受験願書

イ 乙種第4類危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

##### ウ 写真1枚

(受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)

##### エ その他

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあっては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付すること。

### 5 受験手数料及びその納付方法

## (1) 受験手数料

ア 乙種第4類危険物取扱者試験 2,000円

イ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付け納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 6 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

## 務の経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

## ロ 建築設計製図の試験

学科の試験に合格した者及び建築士法施行細則(昭和25年11月鳥取県規則第85号)第11条の規定により学科の試験を免除された者

## 2 受験申込受付期間

## (1) 受験申込受付期間

昭和58年5月9日(月)から同月13日(金)まで

## (2) 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に提出すること。

## (3) 受験手数料

2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にはり付けること。

## 3 試験期日及び時間割

## (1) 学科の試験

昭和58年7月23日(土)

9時30分から12時30分まで 建築法規及び建築計画  
13時30分から16時30分まで 建築構造及び建築施工

## (2) 建築設計製図の試験

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により昭和58年二級建築士試験を次とのおり実施する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県公報

- 昭和58年9月11日（日）12時00分から16時30分まで
- 4 建築設計製図の課題  
「喫茶コーナーをもつ洋菓子店併用住宅（木造二階建）」
- 5 試験の場所  
学科の試験  
鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
- 建築設計製図の試験  
鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
- 6 合格者の発表
- (1) 学科の試験の合格者に対しては、昭和58年8月23日（火）にその旨を通知する。
- (2) 最終合格者の発表は、昭和58年10月21日（金）に鳥取県公報に公告することともに、合格者にその旨を通知する。
- 7 その他
- 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。